第 244 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 7 年 2 月 26 日（水）午前 9 時 00 分～ 午前 11 時 00 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員（ 38名 ）

1番　恩田 洋一	2番　石原 隆幸	3番　藤原 寿成	4番　藤原 康正
5番　岩田 孝史	6番　古田川光彦	7番　永濱 孝之	8番　安部 治美
9番　石原 博	10番　高橋 正敏	11番　藤原 克巳	12番　和久利 勝
13番　石原 敬士	14番　和久利 健	15番　立石 覚	16番　大坂 茂
17番　安部 傭造	18番　金倉 弘美	19番　藤井 卓	20番　八澤 幹夫
21番　森合 健一	22番　藤原 昭則	25番　石原 宏二	26番　賀元 亨
28番　藤原 修	29番　藤原 功	30番　山田 幸則	31番　白名 貴美子
32番　嵐谷 行徳	33番　新田 昭喜	35番　浅野 保男	36番　川西 雄二
37番　小池 俊彦	38番　堀尾 敏久	40番　安部 秀男	41番　梅木 達也
42番　松島 昭夫	43番　原田 二朗		

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原ゆう子

5. 欠席委員（ 4名 ）

23番　渡部 雅一	24番　佐藤 昌利	34番　卜藏 秀夫	39番　大塚 真人

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名
日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定・一括方式）
議案第４号　農用地利用集積計画の承認について（利用権の設定）

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第244回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者はなし。出席者は18名中18名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は、23番、24番、34番、39番の4名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、14番　和久利委員、15番　立石委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。議案第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	1ページをご覧ください。 報告第 1 号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和7年2月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在　○○○○番、1 筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積1,405㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。賃借人氏名　■■■■、住所　△△△△番地。解約届出日令和7年2月4日、解約成立日、土地引渡時期　令和7年1月31日。解約の理由、所有権の移転のため。 1から2ページにかけてご覧ください。 番号2、農地の所在　○○○○番ほか13筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積1,074㎡ほかで18，583㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。賃借人氏名　■■■■、住所　△△△△番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡時期　いずれも令和7年1月31日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在　○○○○番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積2,699㎡ほかで4，886㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。賃借人氏名　■■■■、　住所　△△△△番地。解約届出日、解約成立日、令和7年2月1日、土地引渡時期　令和7年1月31日。解約の理由、所有権の移転のため。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等は行いません。 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年2月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1，405㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名　●●●●、住所　□□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名　■■■■、住所　△△△△番地。権利取得後の経営面積は90．3アールです。資料1に地図を載せておりますので、ご覧ください。

事務局	番号2、農地の所在、○○○○番ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は2，699㎡ほかで4，886㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。権利取得後の経営面積は407．5アールです。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号3、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は595㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。資料3に地図を載せておりますので、ご覧ください。 4から5ページにかけてご覧ください。 番号4、農地の所在 ○○○○番ほか14筆。登記簿、現況の地目につきましては議案に記載してあるとおりです。面積は1，147㎡ほかで5，888㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。権利取得後の経営面積は58．88アールです。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。 6ページをご覧ください。 番号5、農地の所在 ○○○○番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積は669㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。権利取得後の経営面積は282．4アールです。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。 6から7ページにかけてご覧ください。 番号6、農地の所在 ○○○○番ほか11筆。地目、登記簿、現況のともに田。面積は1,073㎡ほかで14，865㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ●●●●、住所 □□□□番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 ■■■■、住所 △△△△番地。権利取得後の経営面積は407．4アールです。資料6に地図を載せておりますので、ご覧ください。 この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事すると、見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、13番石原委員、お願いいたします。
13番	議案第1号、番号1につきまして13番石原が補足説明をさせていただきます。 資料№1にございますように、奥出雲町の○○○○、県道木次横田線の間にございます1筆で、●●●●さん所有の田んぼを□□□□さん今回経営規模の拡大ということでまとめて地域の発展のために頑張ってということで、契約が成立しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次、番号2について、37番小池委員、お願いいたします。
37番	議案第1号、番号2につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○から▲▲▲▲に向けての所で、今までも●●●●さんの田を買って□□□□さんが稲作をしておられました。今回●●●●さんがこの際□□□□さんに渡したいという話し合いが結ばれました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 次、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号、番号3につきまして事務局が補足説明をさせていただきます。1月総会時に議案第1号の3条許可申請受付番号4号で、○○○○の●●●●さんから□□□□在住の■■■■さんに農地の所有の権利移動の案件が出まして、ご審議いただきご承認いただきました。その中で事務局の方で1筆漏らしておりました。大変不手際で申し訳ございません。今回その漏れていた1筆について今回上程させていただいた次第です。先月の議事録にありますその時の補足説明を事務局で読ませていただきます。担当地区委員さんにも許可を得ておりますので、ご了解ください。前回の補足説明を読み上げさせていただきます。 国道314号線沿い△△△△トンネルを出て▲▲▲▲方面へ向けて5kmほど向かいますと▽▽▽▽駅がございます。その周辺に点在する農地です。今回挙げた▼▼▼▼番もその周辺に点在しています。●●●●さんは現在○○○○に住んでおられますが、◇◇◇◇出身の方で生家も現存しています。■■■■さんは現在□□□□で農地を借りて農業をされており、空き家となった●●●●さんの実家を購入されています。地目が農地である全てを引き受け、徐々に農業拠点を◇◇◇◇地内に移したいということです。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について承認することに決しました。 次、番号4について、40番安部委員、お願いいたします。
40番	議案第1号、番号4につきまして40番安部が補足説明をさせていただきます。 場所は国道314号線から山手に入った谷あいの所の畑、田んぼ、山林等で、約16筆です。こちらの方を○○○○さんが今までは所有しておられたわけですが、移住により●●●●さんが移住してされるということで、見守っていかねば、空き家が一つでも減ればということで期待しており

40番	ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号4について承認することに決しました。 次、番号5について、9番石原委員、お願いいたします。
9番	議案第1号、番号5につきまして9番石原が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○です。●●●●と□□□□との丁度境でして、田が一枚だけありまして、その両隣が■■■■さんの田んぼです。今まで△△△△さんが作っておられましたが、今回■■■■さんが作られるということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号5について承認することに決しました。 次、番号6について、41番梅木委員、お願いいたします。
41番	議案第1号、番号6につきまして、41番梅木が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは今●●●●の方にお住まいでこちらには帰ってこられないということです。□□□□さんですけど以前よりこちらの方を耕作管理しておられました。今回△△△△さんが帰ってこられないということで、所有権移転ということで話が進んだということです。□□□□さん▲▲▲▲で離れてますけども、今までもずっと管理耕作しておられますので、大丈夫だと思います。圃場地ですけども12窪ほど、何れも急傾斜地で棚田のような形になっています。近隣でもなかなか耕作管理できる人がいないというところで、□□□□さんになることによっていい話ではないかと考えております。以上です。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号6について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	8ページをご覧ください。

事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和7年2月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1　農地の所在、○○○○番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに畑。面積は10㎡です。申請人氏名、●●●●、住所　□□□□番地。転用目的、墓地。転用理由は、現在の墓は山の中で遠く墓道も含め維持管理に苦慮している。住居隣接の申請地に移転したい。除地については、県の同意を得て、令和6年8月28日許可されています。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、14番和久利委員、お願いいたします。
14番	議案第2号番号1につきまして14番和久利が補足説明をさせていただきます。 現地は○○○○自治会にあります。地図でご覧のとおりですが、現在の墓地は山の上にありまして、自宅前に移したいと所有の畑の一部に移したいということです。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定・一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	9ページをご覧ください。 議案第3号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和7年2月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構　公益財団法人しまね農業振興公社を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1から番号2、受け手が○○○○番地　農事組合法人●●●●。 番号1、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，295㎡ほかで3，109㎡です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地です。利用目的は田、期間は8年9ケ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，829㎡。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地です。利用目的は田、期間は8年9

事務局	ケ月、賃貸借です。 番号3、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，040㎡ほかで2，093㎡です。利用権を設定する者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地です。利用権の設定を受ける者の氏名 ▲▲▲▲、住所 ▽▽▽▽番地です。利用目的は田、期間は4年9ケ月、使用貸借です。 10ページをご覧ください。 番号4から番号6。受け手が○○○○番地 ●●●●。 番号4 農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，801㎡。利用権を設定する者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地です。利用目的は田、期間は1年9ケ月、賃貸借です。 番号5 農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積2，323㎡ほかで4，921㎡。利用権を設定する者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地です。利用目的は田、期間は1年9ケ月、賃貸借です。 番号6 農地の所在、□□□□番ほか3筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，489㎡ほかで5，241㎡。利用権を設定する者の氏名、■■■■、住所 △△△△番地です。利用目的は田、期間は1年9ケ月、賃貸借です。 11ページをご覧ください。 番号7から番号8、受け手が○○○○番地 株式会社●●●●。 番号7 農地の所在、□□□□番ほか5筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，465㎡ほかで10，201㎡です。利用権を設定する者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地です。利用目的は田、期間は9年9ケ月、賃貸借です。 12ページにかけてご覧ください。 番号8 農地の所在、□□□□番ほか6筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，728㎡ほかで12，379㎡です。利用権を設定する者の氏名 ■■■■、住所 △△△△番地です。利用目的は田、期間は9年9ケ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について、受け手が同じ農事組合法人●●●●ですので、22番藤原委員、続けてお願いいたします。
22番	議案第3号番号1から番号2につきまして22番藤原が補足説明をさせていただきます。 この●●●●地区ですが昨年法人を立ち上げられ、新規事業を行っておられます。当時この3筆に関しては、通年耕作しておられましたが、今回法人に参入する、面積に加えるということで申請がありました。■■■■さん、□□□□さん共に法人の会員さんですので、今後の法人の活動の礎になると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて番号1から番号2について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1から番号2について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号3について、9番石原委員、補足説明をお願いします。
9番	議案第3号番号3につきまして9番石原が補足説明をさせていただきます。 この田んぼは○○○○でして●●●●から入って□□□□さんという家があります。その下30mくらいの所に■■■■さん所有の田が2枚あります。元々■■■■さん弟でしたけど、亡くなられましてどうしようかということで、今度●●●●さんが受けてやるということで非常に頑張っておられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次に、番号4から番号6について、受け手が同じ■■■■さんですので、9番石原委員、続けて補足説明をお願いします。
9番	議案第3号番号4から番号6につきまして9番石原が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんと●●●●さんの田んぼが□□□□付近の田でして、新規となっておりますが、今までも■■■■さんがこれを耕作しておられました田んぼです。また△△△△さんというのは▲▲▲▲の下に2枚あります。また▽▽▽▽農道の出たところに2枚あります。以上4枚です。これも新規となっていますが、今まで■■■■さんが耕作しておられた田でして非常に熱心に耕作しておられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて番号4から番号6について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号4から番号6について承認することに決しました。 次に、番号7から番号8について、受け手が同じ株式会社○○○○ですので、42番松島委員、続けて補足説明をお願いします。
42番	議案第3号番号7から番号8につきまして42番松島が補足説明をさせていただきます。 この案件ですけども○○○○さんが昨年病気をされたということで、地域内でいろいろ話をされて▽▽▽▽さんが認定農業者でいらっしゃるということで、●●●●さんの方に作っていただくということになりました。また□□□□さんの方も同じで一緒に作っていただきたいということで、今回認定農業者として頑張っておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。 続いて番号7から番号8について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号7から番号8について承認することに決しました。 次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	13ページをごらんください。 議案第4号につきましては、利用権の設定を受ける者の順番が連続しておりましたら、まとめてご説明させていただきます。 また、案件が多いため、出し手、受け手の経営面積はこの場で読み上げませんがどうぞご了承ください。 議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和7年2月26日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1から番号2、受け手が住所　○○○○番地、氏名　●●●●。 番号1、農地の所在、□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，522㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の利用権設定後の経営面積は、320．9アールです。利用目的は田。期間は4年、賃貸借です。 番号2、農地の所在、□□□□番ほか8筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積385㎡ほかで9，192㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 14ページをごらんください。 番号3、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，183㎡ほかで2，055㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号4、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，343㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。利用権設定後の経営面積は、113．3アールです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号5から番号11、利用権の設定を受ける者　○○○○番地　●●●●です。 14から15ページにかけてご覧ください。 番号5、農地の所在、□□□□番ほか4筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1,837㎡ほ

事務局	かで7，593㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は10年、使用貸借です。 番号6、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1,629㎡ほかで4，807㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、使用貸借です。 番号7、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積938㎡ほかで2，359㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、使用貸借です。 16ページをご覧ください。 番号8、農地の所在、□□□□番ほか3筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，840㎡ほかで8，937㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号9、農地の所在、□□□□番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，290㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 17ページをご覧ください。 番号10、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積1，892㎡ほかで4，305㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■　住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号11、農地の所在、□□□□番ほか5筆。地目は、登記簿、現況ともに田。面積2，324㎡ほかで6，484㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 18ページをご覧ください。 番号12から番号14。利用権の設定を受ける者　住所　○○○○番地、氏名　●●●●。 番号12、農地の所在、□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，302㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号13、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積964㎡ほかで1，168㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 番号14、農地の所在、□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，047㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名、住所は番号13に同じです。経営面積はご覧のとおりです。受け手の利用権設定後の経営面積は423．9アールです。利用目的は、田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 19ページをご覧ください。 番号15、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，379㎡ほかで3，979㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。

事務局	番号16から番号17。利用権の設定を受ける者　住所　○○○○番地、氏名　●●●●。 番号16、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積　960㎡ほかで2，034㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年11ケ月、賃貸借です。 番号17、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積902㎡ほかで1，426㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の利用権設定後の経営面積は328．2アールです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 20ページをご覧ください。 番号18、農地の所在、□□□□番ほか4筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，259㎡ほかで10，560㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。利用権設定後の経営面積は198．8アールです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号19、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，699㎡ほかで3，463㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。 21ページをご覧ください。 番号20、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1,709㎡ほかで1，991㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号21、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1,939㎡ほかで5，430㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年、賃貸借です。 番号22、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積764㎡ほかで3，355㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 22ページをご覧ください。 番号23、農地の所在、□□□□番ほか3筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1,396㎡ほかで6，335㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。利用権設定後の経営面積は551．75アールです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 22～23ページにかけてご覧ください。 番号24、農地の所在、□□□□番ほか4筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1,626㎡ほかで9，400㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。

事務局	番号25から番号26。利用権の設定を受ける者　住所　○○○○番地、氏名　●●●●。 番号25、農地の所在、□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2,558㎡ほかで4，382㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。 番号26、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積822㎡ほかで2，660㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 24ページをご覧ください。 番号27、農地の所在、□□□□番ほか6筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，357㎡ほかで9，609㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。受け手の利用権設定後の経営面積は689．3アールです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 番号28、農地の所在、□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積855㎡ほかで2，521㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 25ページをご覧ください。 番号29、農地の所在、□□□□番ほか3筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2,229㎡ほかで7，022㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号30から番号33。利用権の設定を受ける者　○○○○番地　農事組合法人●●●●です。 番号30、農地の所在、□□□□番の1筆、■■■■番ほか3筆、合計4筆です。地目、登記簿、現況ともに田。面積1,743㎡ほかで7，692㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　△△△△、住所　▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 26ページをご覧ください。 番号31、農地の所在　□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積647㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号32、農地の所在　□□□□番ほか3筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，057㎡ほかで9，130㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 27ページをご覧ください。 番号33、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積3，742㎡ほか4，911㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。

事務局	経営面積はご覧のとおりです。受け手経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号34から番号35、利用権の設定を受ける者　○○○○番地　農事組合法人●●●●です。 番号34、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，211㎡ほか2，234㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権設定後の受け手の面積は4，036アールです。利用目的は田。期間は10年9か月、賃貸借です。 28ページにかけてご覧ください。 番号35、農地の所在　□□□□番ほか4筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，592㎡ほか7，132㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年9か月、賃貸借です。 番号36、農地の所在　□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，106㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号37、農地の所在　□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，029㎡ほかで2，427㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号38、農地の所在　□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積3，823㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名、住所は番号37に同じです。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 29ページをご覧ください。 番号39、農地の所在　□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，164㎡ほかで2，477㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地11。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1ヶ月、賃貸借です。 番号40、農地の所在　□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積3，170㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年9ヶ月、賃貸借です。 番号41、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，138㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年。賃貸借です 30ページをご覧ください。 番号42から番号43。利用権の設定を受ける者　住所、○○○○番地　氏名●●●●。 番号42、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，424㎡ほか4，601㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。

事務局	経営面積はご覧のとおりです。受け手の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 番号43、農地の所在　□□□□番，1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，373㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は5年。賃貸借です。 番号44、農地の所在　□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，377㎡ほか3，630㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　株式会社▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の利用権設定後の経営面積は36．3アールです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。受け手が解除条件付き法人のため、解除条件付きの賃貸借です。 31ページをご覧ください。 番号45、農地の所在　□□□□番ほか5筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，431㎡ほか6，186㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 番号46、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，289㎡ほか3，949㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名、住所は番号45に同じです。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 32ページをご覧ください。 番号47、農地の所在　□□□□番ほか 1 筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，768㎡ほか3，749㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名、住所は番号45に同じです。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 番号48から番号49、利用権の設定を受ける者　住所　○○○○番地、氏名　●●●●。 番号48、農地の所在　□□□□番ほか2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，458㎡ほか4，696㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。受け手の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 番号49、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，234㎡ほか3，190㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の住所、氏名は番号48に同じです。経営面積はご覧のとおりです。利用権設定後の受け手の経営面積は164．6アールです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 33ページをご覧ください。 番号50、農地の所在　□□□□番1ほか 1 筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積　544㎡ほか2，309㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名、▲▲▲▲、住所　横田53番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。使用貸借です。 番号51、番号52。利用権の設定を受ける者　住所　○○○○番地　氏名　●●●●。 番号51、農地の所在　□□□□番、1 筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，044㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧の

事務局	とおりです。利用権の設定を受ける者の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 番号52、農地の所在　□□□□番ほか 1 筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，420㎡ほか2，827㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年。賃貸借です。 34ページをご覧ください。 番号53、農地の所在　□□□□番ほか4筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，685㎡ほか6，863㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　株式会社▲▲▲▲　住所　▽▽▽▽番地。利用権設定後の経営面積は664．6アールです。利用目的は田。期間は10年1ヶ月、賃貸借です。受け手が解除条件付き法人のため、解除条件付きの賃貸借です 34から35ページにかけてご覧ください。 番号54から番号56。利用権の設定を受ける者　有限会社○○○○。住所　●●●●番地。 番号54、農地の所在　□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，675㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年。賃貸借です。 番号55、農地の所在　□□□□番ほか1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2，415㎡ほか3，872㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年。賃貸借です。 番号56、農地の所在　□□□□番ほか 6 筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積　517㎡ほか7，521㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年。賃貸借です。 36ページをご覧ください。 番号57、農地の所在　□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1，602㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲、住所　▽▽▽▽番地。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年。賃貸借です。 番号58、農地の所在　□□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに畑。面積5，409㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名　■■■■、住所　△△△△番地。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名　▲▲▲▲。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は畑。期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することの要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1から番号2について、受け手が同じですので、20番八澤委員、続けてお願いいたします。

20番	議案第4号、番号1から番号2につきまして20番八澤が補足説明をさせていただきます。 番号1の場所は○○○○の木次線の●●●●のすぐ横にこの田があります。番号2についてはたくさんありますけども、これはこのトンネルの横に□□□□さんの家に入る道がありますけども、そこを入っていくと家の横の右の方に上がったとこに■■■■さんの田があります。番号1の田は新規とありますけども、その隣に□□□□さんの田がありまして、同じようにやられると思います。あと番号2の方にたくさんありますけども、これまでもやっておられ、引き続きやられますので、全く問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。 続いて番号1から番号2について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号1から番号2について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号3について、19番藤井委員、補足説明をお願いします。
19番	議案第4号、番号3につきまして19番藤井が補足説明をさせていただきます。 番号3の○○○○さんの田ですが、これは県道玉湯吾妻山線の●●●●の□□□□の手前左側の方ですが、再設定ということで■■■■さんが同じ△△△△自治会ですが、適正に管理されていますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。 続いて補足説明に入ります。番号4について、19番藤井委員、補足説明をお願いします。
19番	議案第4号、番号4につきまして19番藤井が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんの圃場が新規で出ていますが、●●●●さんが今まで○○○○さんの圃場を耕作しておられましたが、○○○○さんも1枚だけ田を作っておられましたが、高齢になられたということで、全て●●●●さんにお任せするということで、今回新規で出しておられます。●●●●さんはこれまでも適正に耕作を維持管理しておられますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番4について承認することに決しました。

議長	次に、番号5から番号11について、受け手が同じですので、19番藤井委員、続けて補足説明をお願いします。
19番	議案第4号、番号5から番号11につきまして19番藤井が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは▼▼▼▼自治会にある圃場で、●●●●さんは◇◇◇◇自治会の圃場です。□□□□さんについても◇◇◇◇自治会にある圃場です。番号8の■■■■さんも同じ▼▼▼▼自治会の圃場です。△△△△さんも▼▼▼▼にある圃場です。番号10の▲▲▲▲さんは○○●●自治会にある圃場です。番号11▽▽▽▽さんも○○●●自治会にある圃場でこれまで何れも□□■■さんが維持管理、耕作されております。再設定で問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5から番号11について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号5から番号11について承認することに決しました。 次に番号12から番号14について、受け手が同じですので、21番森合委員、続けて補足説明をお願いします。
21番	議案第4号番号12から番号14につきまして21番森合が補足説明をさせていただきます。 この圃場は玉湯吾妻山線沿いにあります○○○○地区と●●●●地区の境界、□□□□のバス停があります。そこの町道の方へ入ってもらいまして JR 木次線がございます。その線路沿いの圃場が番号12から番号14まで続いています。■■■■さんは△△△△さんの所の再設定ということで、昨年も適切に維持管理されております。▼▼▼▼さんの圃場も2枚ですけども、昨年適切にされています。番号14の圃場は新規となっております。▼▼▼▼さんの圃場再設定の圃場より下にある圃場でこれも昨年適切に管理されていたので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号12から番号14について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号12から番号14について承認することに決しました。 次に番号15から番号17について、13番石原委員、続けて補足説明をお願いします。
13番	議案第4号、番号15から番号17について13番石原が補足説明をさせていただきます。 圃場は○○○○自治会です。●●●●さんと□□□□さん隣でもあり、田んぼもつながっており、□□□□さんは水稲、畜産を熱心にやっておられます。これまでも適正な管理をされています。番号16につきまして△△△△さん、▲▲▲▲さんの契約ですけども以前から良好な管理ということで再設定でもあります。問題ないかと思います。番号17につきまして▽▽▽▽さんの田んぼですが、現在▲▲▲▲さんが作っておいでの田んぼの隣接ということ、それと水路の関係があっ

13番	て、今回新規でありますが、良好に管理しておられますので、問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号15について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号15について承認することに決しました。 続いて番号16から番号17について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号16から番号17について承認することに決しました。 次に、番号18について、14番和久利委員、補足説明をお願いします。
14番	議案第4号、番号18につきまして14番和久利が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○自治会で以前まで●●●●さんのお父さんが耕作しておられましたが、高齢になられたということで耕作できないということが自治会の方へ話があったということでして、自治会内協議をされて比較的若くて今までも田んぼをしておられる□□□□さんにお願いしようということで□□□□さんが受け手として今回新たにされるということです。□□□□さんについては一応勤めておられますけども、自分で自分の所の田を耕作されておられます。近場ですので一緒にしたいということで頑張ってやられると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号18について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号18について承認することに決しました。 次に、番号19から番号21について、25番石原委員、続けて補足説明をお願いします。
25番	議案第4号番号19から番号21につきまして25番石原が補足説明をさせていただきます。 番号19について場所は○○○○のバイパスがありますが、ここから●●●●の方へ入って最後の方に□□□□さんのお家があり、その自宅の周り全部となります。再設定でありますし□□□□さんと■■■■さん兄弟でもありますし、生活も共にしておられます。何ら問題ないと思います。番号20について△△△△さんは推進委員でもありますし、△△△△さんと▲▲▲▲さんは親戚でもあります。近くでありまして今までも作っておられますので、何ら差支えないと思います。 番号21についてですが、場所は▽▽▽▽の後ろの方に田がありますが、▼▼▼▼さん元々◇◇◇◇の方でして、○○●●さんも今まで熱心にやっておられます。何ら差支えないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号19について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号19について承認することに決しました。 続いて番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号20について承認することに決しました。 続いて番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号21について承認することに決しました。 次に、番号22について、10番高橋委員、補足説明をお願いします。
10番	議案第4号、番号22につきまして10番高橋が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さん今まで耕作しておられました。高齢ということで●●●●さんは、□□□□地内の方ですけど、生家が元々近くにありまして、この度●●●●さんに依頼されたということで、現在●●●●さん精力的に頑張っておられますので、差支えないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号22について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号22について承認することに決しました。 次に、番号23について、10番高橋委員、補足説明をお願いします。
10番	議案第4号、番号23につきまして10番高橋が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんの圃場は今まで認定農業者で●●●●さんという方が作っておられましたが、昨年お亡くなりになり、今□□□□さんがその後受けられるということで、■■■■さんも精力的に農地を適正に管理されています。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号23について質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号23について承認することに決しました。 次に、番号24について、10番高橋委員、補足説明をお願いします。
10番	議案第4号、番号24につきまして10番高橋が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんの圃場は●●●●自治会内です。先ほども説明しましたが、□□□□さんの生家のすぐ近くです。この度再設定ということですが問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号24について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号24について承認することに決しました。 次に、番号25から番号26について、10番高橋委員、続けて補足説明をお願いします。
10番	議案第4号、番号25から番号26につきまして10番高橋が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さん、●●●●さんの田は□□□□自治会の圃場です。元々、■■■■さんが作っていらっしゃって再設定ということです。別に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号25から番号26について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号25から番号26について承認することに決しました。 次に、番号27について、25番石原委員、補足説明をお願いします。
25番	議案第4号番号27につきまして25番石原が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんの場所ですが、新規ですけども●●●●より左に寄った□□□□の■■■■線というのがありますが、そこを500mくらい入ると左の小川の向こうに家があります。その付近一帯です。○○○○さんは先ほどから名前が出ていますけど、ここ数年農業に取り組んでおられます。何ら差支えないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号27について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)

議長	承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号27について承認することに決しました。 次に、番号28について、26番賀元委員、補足説明をお願いします。
26番	議案第4号、番号28につきまして26番賀元が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは住所は□□□□になっていますが、自治会は■■■■自治会です。●●●●さんの方も田んぼが■■■■自治会ということです。今まで○○○○さんの方が管理されておりますので、今までどおり再設定ということで続けていただけますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号28について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号28について承認することに決しました。 次に、番号29について、15番立石委員、補足説明をお願いします。
15番	議案第4号、番号29につきまして15番立石が補足説明をさせていただきます。 この農地は○○○○地区の●●●●自治会にある農地です。受け手の□□□□さんの家の近くにある圃場です。再設定です。□□□□さんきれいに管理しておられますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号29について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号29について承認することに決しました。 次に、番号30から番号33について、28番藤原委員、続けて補足説明をお願いします。
28番	議案第4号、番号30から番号33につきまして28番藤原が補足説明をさせていただきます。 いずれの○○○○さんの田も農事組合法人●●●●の作業場の周辺にございます。再設定ですので何ら問題ないと思います。●●●●の方も高齢化とか組合員の方が亡くなったりとかありまして、先日も若い人たちと話し合いを持っておられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号30から番号33について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。

議長	（はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号30から番号33について承認することに決しました。 次に、番号34から番号35について、15番立石委員、続けて補足説明をお願いします。
15番	議案第4号、番号34から番号35につきまして15番立石が補足説明をさせていただきます。 この農地は○○○○地区の●●●●自治会内にある農地です。新規となっておりますけども□□□□さん■■■■さんとも農事組合法人▲▲▲▲の組合員でして、相続登記の関係がございましてちょっと時間がかかるということでして、今回相対での申請となっております。問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号34から番号35について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号34から番号35について承認することに決しました。 次に、番号36について、30番山田委員、補足説明をお願いします。
30番	議案第4号、番号36につきまして30番山田が補足説明をさせていただきます。 圃場は○○○○から●●●●農道をおよそ500m上った所の左側の谷に圃場がございます。□□□□さん田んぼの隣にこの■■■■さんの田んぼがございまして、続きでこれまでもきれいな管理をされています。引き続き問題なく管理されると思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号36について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 （なしの声） 承認することに異議ございませんか。 （はいの声） 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号36について承認することに決しました。 次に、番号37と番号39について、31番白名委員、続けて補足説明をお願いします。
31番	議案第4号、番号37と番号39につきまして31番白名が補足説明をさせていただきます。 ○○○○公民館と同じ方面に●●●●さんの所の前に番号37の□□□□さんの圃場があり、そこから500m先の集会所前付近に■■■■さんの圃場があり、●●●●さんは熱心に農業しておられますので十分な管理をしておられますので、再設定でもあり問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号37と番号39について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 （なしの声）

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号37と番号39について承認することに決しました。 次に、番号38について、16番大坂委員、補足説明をお願いします。
16番	議案第4号、番号38につきまして16番大坂が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんは、現在▲▲▲▲の方に住んでおられます。●●●●さんは□□□□自治会の方です。場所は県道杉戸仁多線沿いに□□□□の集会所がありまして、そのすぐ先に■■■■発電所があります。発電所から▽▽▽▽方面へ300m行った所の左側が申請の出ている圃場です。●●●●さんは▼▼▼▼の奥さんと一緒に熱心に農作業に取り組んでおられます。管理の方も適正になされており、再設定ですので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号38について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号38について承認することに決しました。 次に、番号40について、32番嵐谷委員、補足説明をお願いします。
32番	議案第4号、番号40につきまして32番嵐谷が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんも●●●●さんも同じ□□□□自治会でして再設定です。●●●●さんは真面目に農業をやっておられます。何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号40について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号40について承認することに決しました。 次に、番号41について、33番新田委員、補足説明をお願いします。
33番	議案第4号、番号41につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。 この圃場は○○○○地内でして●●●●さんは■■■■の方へ仕事に出ておられます。□□□□さんはずっと●●●●さんの圃場を管理しておられます。適正に管理されておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号41について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号41について承認することに決しました。 次に、番号42から番号43について、1番恩田委員、続けて補足説明をお願いします。
1番	議案第4号、番号42から番号43につきまして1番恩田が補足説明をさせていただきます。 この圃場につきましては○○○○集落地内にございます。受け手の●●●●さんにつきましては集落でも先頭に立って農業をやっておられる方です。水田管理は、もちろんきれいにやっておられます。環境整備の方も適正にやっておられます。また再設定です。何ら問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号42から番号43について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号42から番号43について承認することに決しました。 次に、番号44について、33番新田委員、補足説明をお願いします。
33番	議案第4号、番号44につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。 ○○○○、昨年会社を立ち上げられまして新規でございます。中に△△△△の●●●●さん達がおられまして□□□□さんの所の田を今までは■■■■さんが作っておられましたけど、その内部でまた適正な管理がなされると思っています。条件付き賃貸借です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号44について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号44について承認することに決しました。 次に、番号45と番号47について、33番新田委員、続けて補足説明をお願いします。
33番	議案第4号、番号45と番号47につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。 番号45あるいは番号47についてですが、貸し手が○○○○さんです。この圃場3人で分けて管理しております。●●●●さんそれから■■■■さん共に適正に管理をされておりますし更新です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号45と番号47について出し手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号45と番号47について承認することに決しました。 次に、番号46について、8番安部委員、補足説明をお願いします。
8番	議案第4号、番号46につきまして、8番安部が補足説明をさせていただきます。 この圃場は○○○○自治会にございまして、先ほど承認いただきました圃場の続きの辺でございます。●●●●さん△△△△でもあります。再設定ということでもありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号46について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号46について承認することに決しました。 次に、番号48から番号49について、33番新田委員、続けて補足説明をお願いします。
33番	議案第4号、番号48から番号49につきまして33番新田が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんそれぞれ再設定と新規とありますが、●●●●さん適正に管理しておられます。新規の部分につきましては、この圃場は□□□□地内にもございまして、新規の分は自宅より川向うにありますので番地がちょっとズレてますけど、適正に管理されると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号48から番号49について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号48から番号49について承認することに決しました。 次に、番号50について、35番浅野委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第4号、番号50につきまして、35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は○○○○地内で●●●●さん宅付近の圃場です。この農地では昨年も設定を受ける●●●●さんにより稲の作付けをなされています。周辺の圃場もしっかり管理されていますので、今後も利用権の再設定により継続した農業経営、生産活動ができるものと見込まれます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号50について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第4号番号50について承認することに決しました。 次に、番号51から番号52について、37番小池委員、続けて補足説明をお願いします。
37番	議案第4号、番号51から番号52につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 ○○○○さん●●●●さん両方の圃場ですけど□□□□自治会館の周辺にありまして、■■■■さんは今までも耕作しておられます。適正に管理されると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号51から番号52について受け手が一緒ですので一括質疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号51から番号52について承認することに決しました。 次に、番号53について、7番永濱委員、補足説明をお願いします。
7番	議案第4号、番号53につきまして、7番永濱が補足説明をさせていただきます。 この圃場につきましては○○○○地区の●●●●自治会□□□□集落です。□□□□集落の集会所の付近です。株式会社■■■■さんはその付近で耕作しておられまして、何ら問題ないと思います。新規ですが、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号53について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号53について承認することに決しました。 次に、番号54から番号55について、40番安部委員、続けて補足説明をお願いします。
40番	議案第4号、番号54から番号55につきまして40番安部が補足説明をさせていただきます。 この2か所とも県道三成停車場線沿いの○○○○地内にありまして、道路端の圃場です。共に●●●●さんが契約更新ということで申請がなされています。適正に管理しておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、番号56について、9番石原委員、補足説明をお願いします。
9番	議案第4号、番号56につきまして、9番石原が補足説明をさせていただきます。 この農地は○○○○地内でして、●●●●農道の入り口付近にある田んぼです。□□□□さん再設定でして、遠い所から通って作ってもらっています。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号54から番号56について受け手が一緒ですので一括質

議長	疑に入ります。よろしいですか。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案4号番号54から番号56について承認することに決しました。 次に、番号57について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第4号、番号57につきまして、42番松島が補足説明をさせていただきます。 この圃場は○○○○地内で●●●●さん□□□□さん共に同じ集落です。以前から□□□□さん耕作されてきちっと管理されており何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号57について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号57について承認することに決しました。 次に、番号58について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第4号、番号58につきまして、43番原田が補足説明をさせていただきます。 この農地は開パイ農地でしてエゴマを生産されるそうです。受け手の○○○○さんは、認定農業者であり、問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号58について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号58について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	(事務局より事務連絡) ① 目標地図の作成進捗状況について ② 活動記録簿の提出について ③ 令和7年度奥出雲町農作業労務賃金等標準額について
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は3月25日(火)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。